

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想

令和 4 年 2 月

(令和 5 年 9 月 変更)

羽 島 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営規模、生産方式、経営管理方法、農業従事者の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標	11
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	地域計画推進事業に関する事項	14
2	利用権設定等促進事業に関する事項	18
3	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項	25
4	農業協同組合が行う農作業委託あっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業実施の促進に関する事項	29
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	29
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	30
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
第 6	その他	32
別紙 1		33
別紙 2		34
別記様式		37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 羽島市（以下「市」という。）は、岐阜県の西南端に近く、木曾川・長良川に挟まれた、極めて緩やかな傾斜を持つ、平坦なデルタ地帯にあり、広大な農地が広がりを見せ、水稲作を柱としつつも、野菜・果樹・花き・畜産といった都市近郊農業が行われている。特に、野菜等については、都市近郊に位置する有利性を生かした、収益性の高い農業が展開されてきた。

このような都市近郊農業においては、高収益性の作目、作型を中心に導入して、地域としての産地化及び農畜物のブランド化を図ることとする。また、稲作については、各集落の営農組織や認定農業者等の担い手、及び農作業受託組織を中心とした効率性の高い農業経営を目指し、ハツシモのブランド化を図るとともに、販路拡大を推進する。

2 市の農業構造については、第2種兼業農家による零細小規模経営が大部分であり、労働力は高齢化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化していることから、一部遊休化した農地も見受けられる。そのような中、営農組織や認定農業者等の担い手が中心となり、大幅な農地の集積が図られている。今後も兼業農家の高齢化による世代交代や機械更新時等を機に更なる農地の集約化が進む可能性がある。

3 市は、このような地域農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間は他産業並みの水準（1,600～2,000時間程度）とし、主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得も、他産業従事者と遜色のない水準（400～500万円程度）を実現できるものとし、また、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造をめざす。

4 市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

また、ぎふ農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、羽島市農業委員会（以下「農

業委員会」という。) 、農業団体等が十分な相互の連携のもとで濃密な指導を行うための関係機関等で組織する地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の地域協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行うことにより、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断することを助けて、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

まず、市の基幹である水稲作のみならず、複合経営の展開などの経営の多角化や他産業からの所得確保も考慮に入れ、経営感覚に優れた経営体や、これを支える優れた人材の育成、また、将来の就農者の底辺確保として、緑や自然を愛する青少年の育成を行うため、農家子弟以外の者を含め、幅広く円滑に農業に参入できるよう地域の取組として行う。そのため、給与体系の確立した農業生産組織の育成や、農業協同組合・青年農業士等による実習指導などを行う。

さらに、担い手の経営発展や安定化を図るため、経営体の規模や意向に応じ、新規品目・新技術の導入や6次産業化による経営の多角化等の農業者の多様な取組みを支援する。また、自然災害や価格低下などの収入減少に備えるため、農業共済や収入保険の積極的な加入を促進する。

家族経営協定については、後継者確保や経営効率向上のみを目標とするのではなく、農村社会の重要な担い手である女性の地位向上のために、農業経営における位置づけを明確化し、労働に見合った報酬の確保や地域農業方針決定の場への参画を多くする等のほかに、特に、女性が「個人」としての主体性を確保するため、慣習に基づいた固定的な役割分担を是正するものとしてPRし、地域社会ぐるみで意識改革を進める。

農業経営改善については、望ましい経営体育成を図るため、特に土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

遊休農地については、農業委員会による農地利用状況調査の結果等の情報を共有化することにより、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者の経営改善に資するような育成指導、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び、地域計画の実現に向けた農用地の利用集積の方向性についての指導を行う。なお、担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するための指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資することになるよう努める。また、集約的な経営展開を助長するため、県農林事務所の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な地位を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけをされており、地域及び営農の実態等に応じて、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、各地域においては効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家及び土地持ち非農家等との間で補助労力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、集落コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進事業その他の諸施策に基づく農業経営改善計画フォローアップ活動及び農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地の利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 市は、県農林事務所、農業協同組合、農業委員会等が十分な相互の連携のもとで濃密な指導

を行うための地域協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を提示するなどの重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、稲作については、ハツシモの品質向上及び有利販売を推進するため、農事改良組合、県農林事務所担当職員、農業協同組合担当職員、市担当職員等で構成する羽島市ハツシモ生産販売対策協議会のもとに、栽培技術等の研究及び普及、販路拡大のPR等を実施する。

また、消費者の安全・安心への関心が高いことから、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培、JAぎふ特別栽培米への取組みの拡大に努める。

また、畜産については、耕種農家と畜産農家との連携強化を図り、環境保全型農業と循環型農業への取組みを推進するとともに、羽島市家畜診療所のもとに、経営改善のための指導を実施する。

施設園芸については、その経営が健全に維持・継続されるよう引き続き研修、指導を行う。また、露地野菜については、引き続き農業協同組合等による支援のもと、農業経営体の育成に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

6 令和2年度の市の新規就農者は3人であり、農業の維持を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このような状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

具体的には、主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間は他産業並みの（1,600～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には他産業従事者と遜色のない水準の4割程度の農業所得（160～200万円程度）を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、新規就農者に対して、県農林事務所、農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携し、新規就農者一人一人を対象としたサポートチームも活用しながら就農相談から研修、就農、定着まで一貫した就農支援を行い、技術・経営両面からのフォローアップを強化し、認定農業者への移行を推進する。また、補助制度の

活用などにより、親子間の経営継承を支援する。

- 7 市は、岐阜県スマート農業推進センターを拠点に開催されるセミナー・展示実演会への参加促進、スマート農業機械・機器等の貸出しの利用促進などにより、スマート農業技術の導入を推進する。また、データの活用により、収量向上や高品質化を目指すなど、経営改善に取り組む農業者を育成する。

第2 農業経営規模、生産方式、経営管理方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営体として、目標とする年間労働時間内で、目標とする農業所得を確保することができる具体的な農業経営の姿をモデル営農類型として示したものである。（「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の農業経営モデル指標より準用）

従って、すべての営農類型を網羅したものではない。

1 標準的モデル営農類型

<平坦地域>

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 (個別経営体)	1人	1人	25ha 主食用稲 10ha 非主食用稲 5ha (飼料用稲) 小麦 10ha	トラクター 自脱型コンバイン 直進アシスト機能付田植機 ロータリーシーダー
水田農業 (組織経営体)	5人	0人	70ha 主食用稲 25ha 非主食用稲 5ha (飼料用稲) 小麦 20ha 大豆 20ha	トラクター 直進アシスト機能付田植機 ロータリーシーダー 乗用管理機 自脱型コンバイン 大豆用コンバイン GPS ガイダンスシステム
いちご	1人	2人	0.5ha 高設栽培 0.2ha	パイプハウス 育苗ハウス 高設ベンチ (岐阜県方式) 暖房機 光合成促進機 予冷庫 環境制御機器
冬春トマト (土耕)	1人	4人	0.5ha	鉄骨ビニールハウス 暖房機 管理機 動力噴霧器 トラクター 環境制御機器

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
鉢花	1人	10人	0.8ha オステオスペルマム 0.1ha ポットカーネーション 0.15ha フランネルフラワー 0.15ha カレンジュラ 0.1ha ユリオプスデージー 0.2ha ローダンセマム 0.1ha	耐候性低コスト温室 パイプハウス 暖房機 自動灌水装置
養液切りバラ	1人	3人	0.3ha	プラスチックフィルムハウス ロックウールシステム 暖房機 かん水装置 選花機 自走式防除システム 環境制御機器
アスパラガス＋ ブロッコリー	1人	2人	0.85ha アスパラガス 0.4ha ブロッコリー（露地） 0.45ha	パイプハウス トラクター ロータリー 動力噴霧器 管理機 予冷库
アスパラガス	1人	1人	0.32ha	パイプハウス 動力噴霧器 管理機 予冷库

<畜産>

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
酪農	1人	1人	経産牛 35頭 トウモロコシ 3.8ha 混播牧草 8.3ha	畜舎 家畜排せつ物処理施設 搾乳ユニット自動搬送装置 哺乳ロボット 牛群監視システム 自動操舵システム付トラクター、 フロントローダー、マニユアスプレ ッター等は共同利用

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
肉用牛一貫	1人	2人	繁殖雌牛 60頭 肥育牛 100頭 混播牧草 5ha ソルガム 0.7ha イタリアンライグラス 0.5ha	繁殖牛舎 肥育牛舎 パドック 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム
肉用牛肥育	1人	2人	肥育牛 200頭 混播牧草 0.8ha	肥育牛舎 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 牛群監視システム
肉用牛繁殖	1人	1人	繁殖雌牛 60頭 混播牧草 7.6ha ソルガム 0.9ha イタリアンライグラス 1.2ha	繁殖牛舎 育成牛舎 パドック 堆肥舎 乾燥施設 給餌車 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム
採卵鶏	1人	8人	成鶏めす常時飼養羽数 50,000羽	成鶏舎 大雛鶏舎 飼料タンク 堆肥舎 フォークリフト ショベルローダー 鶏糞攪拌機 洗卵機

2 経営管理の方法

効率的かつ安定的な経営を育成するため、規模拡大による収入の増加だけでなく、コスト管理を徹底し経費の節減を図るなど、経営管理の合理化を進める。

そのため、複式簿記の利用や専門家の活用などの経営管理方法の改善を図り、数値に基づいた経営分析・診断を行うことで、経営の効率化や生産性の向上を推進する。

一方で、資金調達力、販売面での信頼性、税制上の有利性、経営の円滑な継承等の利点を有する農業経営の法人化を推進し、経営と家計の分離や分業化・組織体制の強化を図る。

3 農業従事の態様等

法人経営においては雇用導入の促進のため、就業規則の作成、休日制・給料制の実施、社会保険制度への加入など福利厚生制度の普及に努める。

個別経営においては、家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入、農業者年金の加入等による福利厚生向上を推進する。また、農繁期におけるパートの雇用や技能実習制度・特定技能制度による外国人などの人材確保や労働時間の短縮を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営（青年モデル営農類型）の基本指標

（1）標準的青年モデル営農類型

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業 (個別経営体)	1人	1人	12.6ha 主食用稲 0.3ha 非主食用稲 0.3ha (飼料用稲) 作業受託 12ha	トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン(6条) 深耕ロータリー
いちご	1人	1人	0.16ha 高設栽培 0.16ha	パイプハウス 育苗ハウス 高設ベンチ(岐阜県方式) 予冷庫 環境制御機器
冬春トマト (土耕)	1人	1人	0.2ha	鉄骨ビニールハウス 暖房機 管理機 動力噴霧器 環境制御機器
アスパラガス	1人	0人	0.2ha	パイプハウス 動力噴霧器 管理機 予冷庫

（2）経営管理の方法

効率的かつ安定的な経営を育成するため、規模拡大による収入の増加だけでなく、コスト管理を徹底し経費の節減を図るなど、経営管理の合理化を進める。

そのため、複式簿記の利用や専門家の活用などの経営管理方法の改善を図り、数値に基づいた経営分析・診断を行うことで、経営の効率化や生産性の向上を推進する。

(3) 農業従事の態様等

家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入、農業者年金の加入等による福利厚生の上を推進する。また、農繁期におけるパートの雇用や技能実習制度・特定技能制度による外国人などの人材確保や労働時間の短縮を図る。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の水稲・野菜・果樹・花き・畜産などの農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、県（普及組織等）や農業委員会、農業協同組合、就農支援協議会、就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 今後の効率的かつ安定的な経営体の育成と、これらの経営体が、地域における農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、基本的には、利用権設定と水稲における基幹3作業以上の作業受委託により、利用集積する。

利用集積の方法については、地域の実情に応じ、利用権設定と受委託をバランス良く組み合わせることとするが、安定継続的経営の基礎である農地の安定確保を図るため、段階的に基幹

3 作業以上の受委託を長期利用権設定へ誘導していく。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標

・利用集積面積の目標

現在（令和2年度）	目標（令和12年度）
32.1%	78.0%

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

地域計画推進事業及び農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形での農用地の利用集積を促進させる。

また、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 地域計画推進事業

② 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、改正前の旧法の規程に基づき、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。

③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地区の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 羽島中部地区市之枝工区においては、県営ほ場整備事業が平成17年度に完了し、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、平成12年度に設立された営農組織（市之枝営農組合）に対して農作業の受委託や利用権設定等促進事業及び地域計画推進事業を重点的に実施する。特にブロックローテーションの導入を推進し、市之枝地区の主体的な取組によって営農組織が連担的な条件下で土地利用型作物の効率的な生産が行えるように努める。

市之枝営農組合については、平成25年に法人化され、農事組合法人市之枝営農組合として利用権設定等を活用し農地の利用集積を効率的にすすめている。

イ 桑原町大須地区、小藪地区、東方地区及び上中町午北地区においては、農作業の受委託により連担的な条件下で土地利用型作物の効率的な生産に取り組んでいる桑原土地営農組合、農事組合法人岐阜小藪ファーム、農事組合法人ひがしかたファームおよび農事組合法人ファームうまきたの活動を活発化する。

また、農協出資の農業法人（株）援農ぎふは、市域全体において担い手の不足している地域をカバーし、土地利用型作物の生産と遊休農地解消の活動に取り組む。

以下、各事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

市は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

(1) 協議の場の設置方法

ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農業地等が含まれるように設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

イ 推進体制の整備

市は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。

ウ 協議の場を開催する準備段階

(ア) 戦略会議の開催

市は、農業委員会、農業協同組合、県など、連携会議の進行役など役割担う者を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。

(イ) 連携会議の開催

市は、戦略会議の参集者に加え、地域の中心的な経営体などの参加を呼びかけ、連携会議を開催

し、現況地図を活用した経営体等との協議による、将来の農地利用を担う者別の地図（ゾーニング地図）の案を作成するものとする。

エ 協議の場の設置

(ア) 市は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の（イ）の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。

この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の進行役を担うよう努めるものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

(イ) 市は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や水利組合の代表者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、土地改良区、県などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけでなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

(ウ) 協議の場では、以下の事項について協議する。なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

①農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針)

④その他（地域の実情に応じて記載）

(エ) 市は、上記（ウ）の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

(2) 地域計画の作成

市は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、協議の場の設置から

地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

ア 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。

イ 地域計画の作成

市は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。（令和7年3月までに作成するよう努める。）

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

- ①基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

ウ 目標地図の作成

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

市は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。

(3) 地域計画の変更

市は、地域計画の策定後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

- ①区域の名称の変更又は地番の変更
- ②農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- ③農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更

④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

(5) 地域計画の公告

市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、その旨を市の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等に地域計画の写しを送付することとする。

(6) 地域計画に係る個人情報の取扱い

市は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、市公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。

(7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要があると認める場合は、市に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

市は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

(8) 利用権設定等に関する協議の勧告

市は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の

設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

(9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、市は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

(10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

市は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更に当たらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権設定等を受ける場合、（ア）から（オ）に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕

作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権移転を受ける場合には、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権設定等を受ける場合、その者が利用権設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権設定等を受ける場合、その土地が効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 旧法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権設定等を行うため設定等を行う場合には、①の規定に関わらず利用権設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権設定等を行い、かつ、これら二つの利用権設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権設定等を受ける者が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営受委託の場合の損益算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の旧法に基づく別記様式1に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要。）。
- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに当該利用権存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部を地区とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農

地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、改正前の旧法に基づく別記様式2により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別記様式2により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 羽島市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別記様式2により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申し出があった場合には、その申し出内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権設定等を行おうとする者又は利用権設定を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権設定等を受ける者((1)に規定する利用権設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権設定等を受けようとする者の農業経営の改善並びに安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法）、利用権の条件、その他利用権設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権移転後における土地の利用目的、当該所有権移転の時期、移転対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）並びにその支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方法、その他所有権移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営状況
- (8) 同意
- 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)

の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権設定等を受けた者は、その利用権設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権設定等に係る土地利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（旧法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農

業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点か

ら農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、別記様式3の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものである

こと

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権設定等又は農作業委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等及び農作業委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があつた場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権設定等又は農作業委託を行い

たい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権設定等若しくは農作業委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業実施の促進に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託あっせんの促進
- イ 効率的な農作業受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業受委託のあっせんに努めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修及び担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の待遇等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導

入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に実施する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

ぎふアグリチャレンジ支援センターや県農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、希望者に対し就農相談に応じ、市内の就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

学生・児童が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関と連携しながら、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって岐阜県農業大学校や県農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、生産組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの情報等を共有しながら巡回指導、面接等を行い、営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

県農林事務所、農業協同組合と協力し、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修等の情報の提供などにより、経営力の向上に向けきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策

や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはぎふアグリチャレンジ支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については岐阜県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林事務所、農業協同組合、市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営水質保全対策事業・羽島地区（平成12年度～）、県営かんがい排水事業・桑原地区（平成8年度～）、県営湛水防除事業・逆川地区（平成22年度～）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の汎用化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、需要に応じた主食用米の作付と収益力ある作目への転換による望ましい経営の育成を図ることとする。特に、市内の4農事組合法人及び1営農組合が行っているような面的な広がりで作付転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような作付転換を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の展開に資するように努める。

ウ 市は、農用地の利用集積や効率的な営農を可能とするため、地元合意による要望があり、その他諸条件を満たした地域については、再基盤整備の推進に努める。

エ 市は、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い協同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、環境保全型農業直接支援対策の取り組みを促進する。

オ 市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1・第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則 この基本構想は、平成 7年 1月 4日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成14年 3月18日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成22年 6月 9日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成23年12月21日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成26年 9月25日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成28年 10月7日から施行する。

付 則 この基本構想は、令和4年 2月25日から施行する。

付 則 この基本構想は、令和5年 9月26日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は（一社）岐阜県農畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定期間）とする。ただし、利用権設定等をする農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて10年とすることが相当でないと認められる場合には10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍農地について算定される借賃額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払い等の定めは農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年、農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等金融機関の口座に振り込むこととし、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、羽島市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍農業用施設用地の借賃額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情のもとで行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払い期限までに、所有権移転を受ける者が、所有権移転を行う者の指定する農業協同組合等金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

別記様式1

開 発 事 業 計 画 書

年 月 日

羽島市長 様

住所

氏名

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通知）別紙9の第1の3の規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	土地の所有者 使用収益者	農用地利用集積 計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別	
			登記簿	現況							
計 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ² 、その他 m ²)											
2開発事業計画	(1)用途										
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	対価の支払方法等				
			設定・移転								
	(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画	第1期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)					第2期	合計		
		土地造成	所要面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ² 盛土 m ²	地盤、土質の状況				
土留及び法面処理の方法											
建築物等	所要面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び構造						

3被害防除 措置の概 要	
4資金計画 及びその 調達計画	
5その他参 考となる べき事項	

(記載事項)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあって二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあっては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあっては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面（縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度）
- (3) その他参考となるべき書類

別記様式2

農用地利用集積計画作成申出書

年 月 日

羽島市長 様

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第5項の規程に基づき、下記により、農用地利用集積計画を定めるよう申し出ます。

記

農用地利用集積計画に定めるべき事項

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

羽島市長 様

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第23条の2第1項又は第24条第1項）の規程に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- (5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面)
- (6 ①法第13条第2項に規定する認定計画
②法第23条第1項の認定の申請の日から起算して5年を経過する日までにを行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためにとるべき措置その他の事項を記載した計画)
- (7 特定農業団体の定款又は規約)
- (8 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条第2号に規定する計画)
- (9 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の8第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面)
- (10 特例農用地利用規程の記載内容について利用権の設定等を受ける認定農業者及び農地中間管理機構が

同意していることを証する書面)

- (11 特例農用地利用規程の記載内容について事業実施区域内の農用地の所有者等の3分の2以上の同意が得られていることを証する署名)

(記載注意)

- 1 変更の場合にあつては、表題の次に(変更)と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程の認定申請にあつては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とし、特例農用地利用規程の申請にあつては、「農用地利用規程」を「特例農用地利用規程」とする。
- 3 本文の記中、5は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 4 本文の記中、6の①は法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、6の②はそれ以外の特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。
- 5 7から9までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 6 本文の記中、10から11は特例農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。